

## 一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間      令和7年6月1日～ 令和9年5月31日までの 2年間

### 2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。

男性社員・・・取得率50%以上

女性社員・・・女性社員全体と有期雇用の女性社員それぞれについて、  
取得率80%以上

#### <対策>

- 令和7年4月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など）・実施
- 令和8年4月～ 男性社員に対して育児休業制度の周知と積極的に育児休業を取得するよう啓蒙活動をする。

目標2：全社員の時間外・休日労働時間の平均を毎月20時間未満とする。

#### <対策>

- 令和7年7月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を実施
- 令和7年12月～ 業務量の見直し、DX化による事務の効率化などの取組実施
- 令和8年6月～ 各部署における問題点の検討及び研修の実施